

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和5年8月7日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和5年8月7日(月) 午前10時 1分 開会
午前10時16分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	松本暁彦	委員	安藤 薫
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	福住礼子	副議長	光好博幸		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 大西健一
同局次長代理 香山叔彦

1. 案件

- ・長期欠席に伴う議員報酬の減額について

(午前10時1分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、松本委員を指名します。

本日の協議事項は、長期欠席に伴う議員報酬の減額についてです。

本件につきましては、前回の議会運営委員会で塚本委員より新たな案の説明を受け、各会派へ持って帰っていただきました。本日、配付させていただきました資料は、前回の委員会で質疑の出た内容を踏まえ、塚本委員より再提出のあったものです。つきましては、塚本委員より資料について説明いただき、その後に質疑を受けたいと思います。それでは、説明をお願いします。

塚本委員。

○塚本崇委員 お手元の資料をご覧ください。今回の条例案提出の背景は、元東京都議による長期欠席の事案を受け、議員が長期欠席をしても報酬を受けることが大きく問題として取り上げられたことから始まっています。

遡ると、わが党のことになりますが、2016年に詐欺容疑で逮捕起訴された池田市議会議員に対して、報酬を不支給とする条例改正が行われました。長野県などでは県議会議員が殺人事件の容疑者となっているにも関わらず、議員報酬が支払われていることで、一体どうなんだと議論が頻出しているのが世間的な背景です。こうした事例を受け、大阪府議会では長期欠席議員の報酬をゼロにする条例改正が共同提案され、全会一致で可決成立しています。大阪市会においても昨年度、長期欠席議員の報酬をゼロにする条例改正案が全会一致で可決しています。

続いて、2枚目の資料です。他市町村の

減額割合のパターンにどのようなものがあるか抜き出したものです。定例会毎で「100—0」になる場合、それから逮捕・勾留により、日割り計算で減額する場合、長期欠席に及んだ日数においてその割合で減額する場合、吹田市では定例会毎に応じてパーセンテージを下げている条例となっております。

前回の本委員会で指摘を受けて、3枚目からは実際の条例案の内容です。まず、タイトルを摂津市市議会議員の長期欠席議員の議員報酬等に関する条例案に改めました。これは特例に関する条例としてしまうと時限的な条例になると指摘がございましたので、訂正したものです。続いて、第6条、議員報酬の支給停止に逮捕・勾留について日割り計算する条項を入れております。これは期末手当についても同じです。先日議論のあった停止されていた議員報酬及び期末手当の支給部分を、第8条では刑事事件において無罪の判決が確定した場合には議員報酬を支給するとしています。第9条においては有罪の判決が確定した時は規定されていた議員報酬は支給しない条項としております。また、期末手当においても同様になっております。そのほか、第12条において、議長に負担がかかるのではないかとありましたので、必要な事項は議長が議会運営委員会に諮問し答申を受けて議論を経て定めるとさせていただいております。これは議長が変わることによって、その方針が変わったりしないように第12条の条文を変えさせていただいたものです。概略説明は以上です。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質疑等ございますでしょうか。

光好副議長。

○光好博幸副議長 長期欠席議員に関す

る条例の他市比較表の確認です。定例会毎の「100—0」の書き方と、ほかにパーセンテージも書いてありますが、「100—0」のところの説明をもう一度お願いします。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 「100—0」のところは、定例会における本会議及び委員会に一度も出席しない場合、その月の報酬を全額支給しないので割合ではなく100かゼロの条例になっております。

○村上英明委員長 光好副議長。

○光好博幸副議長 80%の3回は、月3回ではなく通しで3回休んだらなのか。仮に吹田市と比較したら何が違うのかがいまいちピンときません。例えば東京都と大阪府、大阪市、9月に1回も定例会に出なければ「100—0」は分かります。吹田市の3回とか4回は整合性というか、どう比較したらいいのか、分かりません。説明よろしくをお願いします。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 吹田市の場合は、議員報酬の条例で定められており、年間4回の定例会を全て欠席した場合には報酬が60%になる。それが累積して行って7回以上になるとゼロ%になる条例となっております。

○村上英明委員長 大阪府とか大阪市の条例は、1回の定例会の中で全ての本会議を欠席した月は翌月から議員報酬がゼロになると思います。吹田市は1年間、臨時会を除いた定例会が4回あり、累計7回に達すると報酬がゼロになると思います。

○村上英明委員長 光好副議長。

○光好博幸副議長 今の説明で、回数が定例会ごとなのが分かりましたけれども、この資料だけ見て分かりませんでした。もし、これを資料にするのであれば、表現を工夫

していただけたらと思いました。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。
安藤委員。

○安藤薫委員 吹田市の3回、4回、5回、6回、これは議員任期の中で累積していく考え方か。最初の1年で理由もなく不当に定例会を3回出席しなかった場合は8割の報酬になる。その後、4回目は出ましたと。4回目は出たけども残り3回は休んだからあなたの報酬は80%です。もう100%に戻ることはないとの考え方でのいいかどうか。翌年、2年目の第1回定例会を全て休むと4回ですから80%の報酬が60%になります。そんなケースは非常にレアだと思うんですけど、累積回数で考えた場合に、最初の3回を休むともう最初から100%の報酬じゃなくて80%なのか、その辺の説明をお願いします。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 吹田市は累積ですけど、それが長期に渡った場合、定例会を3回欠席しました。80%になりました。次の定例会に出てきた場合は100%に回復しますので、これが7回以上になると大体1年9か月ぐらいの期間全く議会に出てこなければゼロ%になる条文となっております。

○村上英明委員長 安藤委員、よろしいですか。

○安藤薫委員 はい。

○村上英明委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○村上英明委員長 では、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

本件につきましては、改めて各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で本委員会を閉会します。
(午前10時16分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 松本暁彦